

定 款

地域医療連携推進法人 南檜山メディカルネットワーク

令和 2年 6月15日 作 成

令和 2年 6月29日 公証人認証

令和 2年 6月29日 法人設立

令和 2年10月 7日 改 訂

令和 3年 3月26日 改 訂

令和 4年10月27日 改 訂

令和 7年 2月25日 改 訂

地域医療連携推進法人 南檜山メディカルネットワーク定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本法人は、地域医療連携推進法人 南檜山メディカルネットワークと称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、南檜山圏域において、将来にわたり持続可能な医療提供体制を確保するため、医療連携推進方針に基づき、参加病院等相互間の機能分担及び業務連携に関する医療連携推進業務を行い、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療機能の分担・業務連携に関する事業
- (2) 医療従事者等のスキルアップに関する事業
- (3) 医師等医療従事者の相互交流システムの構築に関する事業
- (4) 江差病院の医療機器の共同利用に関する事業
- (5) 薬品・医薬材料等の共同購入に関する事業
- (6) 介護事業等の連携を推進するための事業
- (7) 医療連携推進方針に沿った連携を推進するためのその他の事業

2 本法人は、医療法第70条第1項の参加法人等（以下、「参加法人等」という。）が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない。

第3章 地域医療連携推進方針

(地域医療連携推進方針の遵守)

第5条 本法人は、医療法第70条に定める医療連携推進方針を定め、これを遵守しなければならない。

(医療連携推進区域)

第6条 本法人の医療連携推進区域は、北海道地域医療構想に定める南檜山区域とする。

第4章 社員

(法人の構成員)

第7条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。

- (1) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人
- (2) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する法人
- (3) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する個人
- (4) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する個人
- (5) (1)から(4)の法人又は個人のうち、参加法人等になることを希望しない法人又は個人
- (6) 本法人の医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者
- (7) 本法人の医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者

(社員の資格の取得)

第8条 本法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

2 本法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第9条 以下の者については、社員としない。

- (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (3) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

(経費の負担)

第10条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（法人社員の責務）

第 11 条 第 7 条の(1)又は(2)の参加法人等が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。ただし、(1)～(5)については、参加法人等が本法人の医療連携推進区域において開設・管理する病院等又は介護施設等にかかるものの意見を聴くことで足りる。

- (1) 予算の決定又は変更
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の借入れ
- (3) 重要な資産の処分
- (4) 事業計画の決定又は変更
- (5) 定款又は寄附行為の変更
- (6) 合併又は分割
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散

（任意退社）

第 12 条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第 13 条 社員がいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（社員資格の喪失）

第 14 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 10 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が解散したとき

第 5 章 社員総会

（構成）

第 15 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

（権限）

第 16 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 第 1 項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

(書面議決等)

第 22 条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律所定の電磁的方法をもって議決し、又は議決権の行

使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 24 条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 9 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の親族等の数は、役員の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 26 条 以下の者については、役員としない。

- (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (3) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

(役員の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を

執行する。

- 3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第30条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

（構成）

第31条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

第33条 代表理事の選定及び解職は、医療法第70条の8第3項に規定する都道府県知事（以下、「認定都道府県知事」という。）の認可をもって、その効力を生じる。

(招集)

第 34 条 理事会は各理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 地域医療連携推進評議会

(構成)

第 37 条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。

2 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。

3 地域医療連携推進評議会の定員は、10 人以内とする。

4 地域医療連携推進評議会の構成員は、社員総会において、第 2 項に掲げる者の中から選任する。

(権限)

第 38 条 地域医療連携推進評議会は、本法人が第 11 条の意見を述べるに当たり、本法人に対し、必要な意見を述べることができる。

2 地域医療連携推進評議会は、参加法人等が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。

3 本法人は、前項の意見を尊重するものとする。

(開催)

第 39 条 地域医療連携推進評議会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 40 条 地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の目

的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。

第9章 資産及び会計

（資産）

第41条 本法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

（基本財産）

第42条 本法人の資産のうち不動産を基本財産とする。

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の承認を得て、処分し、又は担保に供することができる。

（事業年度）

第43条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第45条 本法人は、毎会計年度終了後2箇月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本法人は、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成した時から10年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。

3 本法人は、事業報告書等について、監事の監査を受けなければならない。

4 本法人は、前項の監事を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

5 本法人の理事は、前項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

- 6 本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、第4項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。
- 7 第5項の規定により提出された貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。
- 8 本法人の理事は、第5項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。
- 9 第7項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

（閲覧）

- 第46条 本法人は、事業報告書等、監事の監査報告書及び定款を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 2 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から5年間、事業報告書等（財産目録を除く。）及び監事の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 3 本法人は、第1項の書類の写しを従たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
 - 4 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から3年間、事業報告書等（財産目録を除く。）の写し及び監事の監査報告書の写しを従たる事務所に備え置かなければならない。

（認定都道府県知事への届出）

- 第47条 本法人は、毎会計年度終了後3箇月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を認定都道府県知事に届け出なければならない。

（剰余金の不分配）

- 第48条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

（医療連携推進目的取得財産残額の算定）

- 第49条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

- 第50条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

- 第51条 この定款の変更は、認定都道府県知事の認可をもって、その効力を生じる。

- 第52条 本法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を認定都道府県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 53 条 本法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 破産手続開始の決定

2 本法人は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、認定都道府県知事の認可を受けなければならない。

(清算)

第 54 条 本法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本法人が解散した場合には、認定都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

(医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与)

第 55 条 本法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、医療連携推進目的財産残額に相当する額の財産を、当該医療連携推進認定の取消しの日から 1 箇月以内に、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者（医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者をいう。以下同じ。）、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 56 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 本法人の公告は、電子公告に掲示する方法により行う。

第 12 章 雑則

第 58 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第 13 章 附則

（最初の事業年度）

第 59 条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

2 前項に定める最初の事業年度には、本定款に定める事項のうち、医療法に定める規定は適用しない。

（設立時社員の名称又は氏名及び住所）

第 60 条 本法人の設立時社員の名称又は氏名及び住所は、次のとおりである。

北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目	北海道
北海道檜山郡江差町字中歌町 193 番地 1	北海道檜山郡江差町
北海道檜山郡上ノ国町字大留 100 番地	北海道檜山郡上ノ国町
北海道檜山郡厚沢部町新町 207 番地	北海道檜山郡厚沢部町
北海道爾志郡乙部町字緑町 388 番地	北海道爾志郡乙部町
北海道奥尻郡奥尻町字奥尻 806 番地	北海道奥尻郡奥尻町
北海道函館市中道 2 丁目 51 番 1 号	医療法人道南勤労者医療協会
北海道函館市石川町 3 3 1 番地 1	医療法人雄心会

（設立時の役員）

第 61 条 本法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事	鈴木 信寛
設立時理事	照井 誉之介
設立時理事	工藤 昇
設立時理事	渋谷 正己
設立時理事	寺島 努
設立時理事	新村 卓実
設立時理事	佐々木 悟
設立時理事	伊藤 丈雄
設立時監事	佐藤 正秀

（法令の準拠）

第 62 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和2年6月15日

設立時社員 北海道 病院事業管理者 鈴木 信寛

設立時社員 北海道檜山郡江差町 町長 照井 誉之介

設立時社員 北海道檜山郡上ノ国町 町長 工藤 昇

設立時社員 北海道檜山郡厚沢部町 町長 渋谷 正己

設立時社員 北海道爾志郡乙部町 町長 寺島 努

設立時社員 北海道奥尻郡奥尻町 町長 新村 卓実

設立時社員 医療法人道南勤労者医療協会 理事長 佐々木 悟

設立時社員 医療法人雄心会 理事長 伊藤 文雄